

令和8年度むつ市教育振興事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日
むつ市告示第135号

(趣旨)

第1条 市は、子どもの文化、芸術及びスポーツ活動を支援するとともに、各種大会、研究、研修その他の事業を通じて学校教育の向上を図るため、大会等派遣事業、大会等開催事業及び研究・研修事業を行う団体等に対して、予算の範囲内で、むつ市教育振興事業費補助金を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請書等)

第3条 補助金の申請は、むつ市教育振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる重要な変更をする場合には、むつ市教育振興事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。

ア 事業実施主体及び事業内容の変更

イ 事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、むつ市教育振興事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年から5年間保管しておくこと。

（補助金の交付の決定）

第5条 補助金の交付の決定は、むつ市教育振興事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までにを行うものとする。

（補助金の交付の方法）

第7条 補助金は、精算払により交付する。

ただし、特別な理由があり認められる場合は、概算払で交付することもできる。

（補助金の請求）

第8条 補助金の請求は、むつ市教育振興事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月30日のうちいずれか早い期日までに、むつ市教育振興事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、むつ市教育振興事業費補助金確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助対象	補助対象経費	補助金の上限額
1 大会等派遣事業	市に住所を有し、かつ、市内に在住する児童生徒（他の地方公共団体からむつ市教育振興事業費補助金と同様の補助金等の交付を受けていない者に限る。）で、スポーツ、文化又は芸術活動において青森県を範囲とする大会を経て参加資格を得た東北地方若しくは全国を範囲とする大会又は市長が特に認めた大会等（スポーツについては公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体、中学校体育連盟若しくはスポーツ少年団等又はその下部組織が主催する大会、文化・芸術活動については団体・個人及び学校内外を問わず児童生徒の教育的活動と認められる大会）に参加する者	大会実施要項等の定めにより登録された児童生徒及び指導者（チームとして申請する場合、指導者にあつては登録された児童生徒5人につき1人とし、4人を限度とする。）が大会等への参加に要する次の経費 (1) 交通費 ① 鉄道賃 ② 船賃 ③ 航空賃 ④ 車賃 (2) 宿泊料 (3) 大会参加料	(1) 交通費 むつ市職員等の旅費条例に準じて計算した額の2分の1の額 (2) 宿泊料 むつ市職員等の旅費条例に準じて計算した宿泊料と実際に支出した宿泊料のいずれか低い方の2分の1の額 (3) 大会参加料 実際に要した経費の2分の1の額
2 大会等開催事業	市を会場として、小学生、中学生又は教職員が参加し、青森県又は東北地方を範囲とする学校教育に係る大会等を開催する団体等。	大会の運営に要する謝金、交通費、消耗品費、印刷代、光熱水費、通信運搬費、使用料、賃借料、負担金及び補助金	次の各号に掲げる大会の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 青森県を範囲とする大会 10万円以内の額 (2) 東北地方を範囲とする大会 20万円以内の額
3 各種団体事業費	むつ市中学校体育連盟が主体となって実施する事業又は市若しくは市教育委員会が企画運営に参加して実施する事業（事業区分欄の1と2に掲げるものを除く。）を行う者	事業に要する謝金、交通費、消耗品費、印刷代、通信運搬費、光熱水費、使用料、賃借料、負担金及び補助金	事業内容を勘案して定める額

別記

- ・団体競技として申請する場合、補助対象となる指導者の人数について
 - 1 5人まで 指導者1人を補助対象とする。
 - 6人から10人まで 指導者2人まで補助対象とする。
 - 11人から20人まで 指導者3人まで補助対象とする。
 - 21人以上 指導者4人まで補助対象とする。補助対象となる指導者の上限は4名とする。

- 2 レンタカー代は認める。ただし、駐車場料金は補助の対象外とする。

- ・団体競技及び個人参加に関する共通事項として
 - 1 食糧費は認めない。
 - 2 むつ市職員等の旅費規程に準じた宿泊料（地域により上限が異なる）と、実際に支出した宿泊料のいずれか低い方を補助の対象とする。
ただし、Webや旅行会社等で手続きして発生したシステム料は補助金に含めない。
 - 3 駐車場料金及び個人が現地で使用するレンタカー代は補助の対象外とする。
 - 4 タクシー代は認めない。
 - 5 大会専用の臨時バス等は補助対象とする。

- ・その他
 - 1 個人が2人以上でまとまって現地へ行く場合は団体とみなし、指導者として、引率の大人も補助対象となる。